

□ 曙 11 条 2 丁目に関連する都市計画の決定について



1 概要

- (1) 位置：札幌市手稲区曙 11 条 2 丁目 《市街化調整区域、航空写真参照》
- (2) 都市計画の決定内容
地区計画の決定 「曙 11 条 2 丁目地区」地区計画の決定

2 経緯

- ・ 札幌市では、平成 22 年 4 月 6 日に変更した「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下、「区域マス」という。）において、当地区のように周辺が市街化区域に囲まれている市街化調整区域のうち、都市基盤整備上支障がなく、周辺市街地と調和し、健全で一体的かつ効率的な市街化を図るべき区域については、都市的土地利用が図られるよう、「地区計画制度」を活用していくこととしている。
- ・ 当地区に隣接する「手稲曙西地区」は、市街化調整区域での大規模開発制度によって市街地整備が完了しており、平成 22 年 4 月に市街化区域へ編入されたため、当地区は市街化区域に囲まれることとなった。
- ・ そのため、「区域マス」の見直し方針に基づき、当地区における基本的な土地利用のルールとして「曙 11 条 2 丁目地区」地区計画を定めることとし、第 50 回の本市都市計画審議会において地区計画原案について説明を行った。
- ・ その後、当地区において開発計画が具体化し、その土地利用が都市計画マスタープランに整合していると判断されることから、地区計画原案を変更し、改めて第 51 回都市計画審議会において事前説明を行った。

3 理由

当地区での適正かつ合理的な土地利用の誘導を図るため、地区計画を決定するものである。